



目录	目次
	(下記の日本語訳は参考用とします。)
法务 Legal	法務
<ul style="list-style-type: none"> • 鼓励外商投资产业目录 (2025 年版) • 企业名称申报指引 (2025 年版) 	<ul style="list-style-type: none"> • 外資企業の投資奨励目録(2025 年版) • 企業名称申告マニュアル(2025 年版)
税务 Tax	税務
<ul style="list-style-type: none"> • 关于增值税法施行后增值税优惠政策衔接事项的公告 • 长期资产进项税额抵扣暂行办法 • 关于增值税进项税额抵扣等有关事项的公告 • 关于起征点标准等增值税征管事项的公告 	<ul style="list-style-type: none"> • 増値税法施行後の優遇政策の接続事項の公告 • 長期資産の仕入税額控除の暫定弁法 • 増値税の仕入税額控除等に関する事項の公告 • 増値税の起征点基準等に関する徴収管理事項の公告
近期热点 Recent Hotspots	トピックス
<ul style="list-style-type: none"> • 増値税法及實施條例發布後，對於增値税申報表的填寫口徑有什麼變化？ • 為落實新修訂《公司法》等相關要求，各地登記機關自 2026 年 5 月 1 日起將使用新版文書辦理各項登記、備案業務。新版文書有哪些變化？包含哪些新內容？過渡期將如何安排？ • 外商投資企業通過股權轉讓（外轉中）撤出時，必須在外匯管理系統中登記股轉對價對外支付的額度，如因匯率波動，實際需匯出金額超過登記額度，超出部分能否匯出？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 『増値税法』及び『實施條例』が正式に施行され、増値税申告書の記入基準にどのような影響が生じるでしょうか？ • 新改正「会社法」等の関連要求を実施するため、各地の登記機関は 2026 年 5 月 1 日より、各種登記・届出業務に新版書類を使用します。新版書類にはどのような変更点があるのでしょうか？どのような新内容が含まれるのでしょうか？移行期間はどのように設定されるのでしょうか？ • 外資企業が株式譲渡（外資から内資への転換）により撤退する際、銀行に FDI 登録抹消を申請する必要がある。銀行の審査通過後、外貨管理システムにおいて株式譲渡対価の対外支払額が登録される。この登録通貨は登録資本金の通貨と一致しなければならない。為替変動により実際の送金額が登録額を超過した場合、超過分は送金の可能があるでしょうか？

法务 Legal	法務
鼓励外商投资产业目录 (2025 年版)	外資企業の投資奨励目録(2025 年版)
【发布单位】 国家发展改革委 商务部 【发布文号】 2025 年第 37 号令 【发布日期】 2025 年 12 月 15 日 【实施日期】 2026 年 2 月 1 日	【公布部門】 国家發展改革委 商務部 【公布文号】 2025 年第 37 号令 【公布日時】 2025 年 12 月 15 日 【施行日時】 2026 年 2 月 1 日
【Link】 https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202512/t20251224_1402564.html	
<p>2025 年版目录总条目达 1679 条，较 2022 年版净增 205 条、修改 303 条，其中全国目录 619 条、地区目录 1060 条（适用于中西部地区、东北地区以及海南省），进一步释放了扩大高水平开放、吸引和利用外资的坚定信号。</p>	<p>2025 年版目録の総項目数は 1679 項目に達し、2022 年版から純増 205 項目、修正 303 項目となった。このうち全国目録は 619 項目、地域目録は 1060 項目（中西部地域、東北地域及び海南省に適用）であり、高水準の開放拡大と外資の誘致・活用に向けた確固たる意思をさらに示している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 本次修订的主要变化如下 <ol style="list-style-type: none"> 1) 先进制造业领域：全国目录继续将制造业作为鼓励外商投资的重点方向，新增零磁医学装备的研发与生产，智能检测装备和仪器制造，高速摄像机研发生产，智慧能源管控系统和相关计量、检测、监测设备的开发生产，机器人关键基础部件的开发制造等内容。 2) 现代服务业领域：全国目录将促进生产性服务业发展作为修订重点，新增新材料共性技术平台或服务平台运营、现代高端航运服务等内容。同时积极支持全面提振服务消费，将宠物医院和宠物美容服务，体育旅游服务，旅行社经营，露营产业咨询、规划设计和运营服务，民宿设计、品牌开发和运营服务，物业服务，互联网+医疗健康服务等更多服务消费条目纳入全国鼓励范围。 3) 加力引导外资更多投向中西部、东北等地区。如黑龙江省新增冰雪装备研发制造、海南省新增海洋环境治理、生态修复及生态示范工程建设，贵州省新增算力基础软硬件研发生产，青海省新增风力发电场运营等。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の改正の主な変更点は以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 先進製造業分野：全国カタログは引き続き製造業を外国投資奨励の重点方向とし、新たにゼロ磁気医療機器の研究開発・生産、スマート検査装置・機器製造、高速カメラの研究開発・生産、スマートエネルギー管理システム及び関連計測・検査・監視装置の開発・生産、ロボット重要基盤部品の開発・製造などを追加する。 2) 現代サービス業分野：全国目録は生産性サービス業の発展促進を改訂の重点とし、新素材共通技術プラットフォームまたはサービスプラットフォームの運営、現代ハイエンド海運サービスなどを新たに追加する。同時にサービス消費の全面的な活性化を積極的に支援し、ペット病院・ペット美容サービス、スポーツ観光サービス、旅行会社経営、キャンプ産業コンサルティング・計画設計・運営サービス、民宿設計・ブランド開発・運営サービス、不動産管理サービス、「インターネット+医療健康サービス」など、より多くのサービス消費項目を全国奨励範囲に追加する。 3) 外資が中西部・東北部地域などへより多く投資するよう誘導を強化。例：黒竜江省は雪氷装備の研究開発・製造を追加、海南省は海洋環境管理・生態修復及び生態モデルプロジェクト建設を追加、貴州省は計算能力基盤ソフト・ハードの研究開発・生産を追

<ul style="list-style-type: none"> 外商投资鼓励类领域,主要可以享受以下4项优惠政策: <ol style="list-style-type: none"> 1) 在投资总额内进口自用设备,除国家规定不予免税的产品,免征关税。 2) 在西部地区和海南省投资,可减按15%税率缴纳企业所得税。 3) 集约用地的鼓励类工业项目可享受优先供地、灵活供地,并且可以按不低于所在地等别相对应全国工业用地出让最低价标准的70%确定出让底价。 4) 境外投资者将境内企业分配的利润再投资于目录内产业,且符合相关条件的,可享受税收减免优惠。 		<p>加、青海省は風力発電所運営を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外資投資奨励分野では、主に以下の4つの優遇政策が適用される: <ol style="list-style-type: none"> 1) 投資総額の範囲内で自用設備を輸入する場合、国が免税対象外と定める製品を除き、関税が免除される。 2) 西部地域及び海南省への投資については、法人所得税を15%の軽減税率で納付できる。 3) 集約的土地利用を行う奨励対象工業プロジェクトは、優先的・柔軟な土地供給を受けられ、かつ所在地の等級に対応する全国工業用地最低譲渡価格基準の70%以上で譲渡底値を設定できる。 4) 海外投資家が国内企業から分配された利益を目録内産業に再投資し、関連条件を満たす場合、税額控除優遇措置を受けられる。
<p>企业名称申报指引 (2025 年版)</p>		<p>企業名称申告マニュアル(2025 年版)</p>
<p>【发布单位】 国家市场监督管理总局 【发布文号】 2025 年第 59 号 【发布日期】 2026 年 1 月 4 日 【实施日期】 2026 年 1 月 4 日</p>		<p>【公布部門】 国家市場監督管理総局 【公布文号】 2025 年第 59 号 【公布日時】 2026 年 1 月 4 日 【施行日時】 2026 年 1 月 4 日</p>
<p>【Link】 https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/djzci/art/2026/5a675.html</p>		
<p>2021 年 3 月 1 日起施行的《企业名称登记管理规定》及 2023 年 10 月 1 日起施行《企业名称登记管理规定实施办法》建立了企业名称自主申报制度,取消了企业名称预先核准制度。为解决企业名称申报中存在的标准不统一、规则不清晰等问题,市场监管总局制定了《指引》。需要注意的是《指引》仅对企业名称申报提供一般性指引,供申请人参考,不具有强制性。《指引》的主要内容如下:</p>		<p>2021 年 3 月 1 日より施行された「企業名称登録管理規定」及び 2023 年 10 月 1 日より施行される「企業名称登録管理規定実施弁法」は、企業名称自主申告制度を確立し、企業名称事前審査制度を廃止した。企業名称申告における基準の不統一や規則の不明確さなどの問題を解決するため、市場監督管理総局は「マニュアル」を制定した。留意すべき点として、「マニュアル」は企業名称申告に対する一般的な手引きを提供するものであり、申請者の参考用であり、強制力を持たない。「マニュアル」の主な内容は以下の通りである:</p>
<ul style="list-style-type: none"> 名称申报流程 <ol style="list-style-type: none"> 1) 企业可以选择线上或线下提交名称申报,申报完成的名称保留期通常为 2 个月,涉及前置审批的保留期为 1 年。 		<ul style="list-style-type: none"> 名称申告手続き <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業はオンラインまたはオフラインで名称申請を提出でき、申請完了後の名称保留期間は通常 2 ヶ月、事前審査が必要な場合は 1 年である。

<p>2) 系统根据禁限用原则和相同相近对比原则进行自动比对, 提供名称查重清单和风险提示。</p> <p>3) 企业自主申报的名称, 登记机关经审查认为符合相关规定的, 予以登记; 认为不符合规定的, 将不予登记。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企业名称构成的一般规则 <ol style="list-style-type: none"> 1) 按企业名称应使用规范汉字, 一般应当由行政区划、字号、行业或者经营特点、组织形式(四段式)组成。同时,《指引》细化了各段式的具体指引。 2) 《指引》对企业分支机构名称、企业集团名称和外商投资企业名称的构成及使用规则进行了明确指引。 • 字号相同与近似的比对 <ol style="list-style-type: none"> 1) 字号相同比对: 明确在同一企业登记机关, 拟申报的字号不得与特定情形下同行业或不使用行业表述的企业名称中的字号相同, 有投资关系的除外。上述特定情形包括: 登记在先的企业名称, 或已注销、被撤销、变更登记未满 1 年的原企业名称。同时, 列举了字号相同及“有投资关系”的具体情形。 2) 近似名称比对: 如申报企业名称与他在先有一定影响的名称(包括简称、字号等)存在近似情形, 易造成混淆误认的, 系统会提示存在登记机关不予登记或纠正的可能。同时, 用案例的形式介绍了近似名称的比对规则, 包括字号包含或被包含、字音相同、字形相近等多种情形。 • 要点提示 <p>对企业名称申报中的重点问题进行提示, 其中需关注的要点如下:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 提示企业名称不得侵犯他人合法权利, 包括但不限于名称权、商标权、版权、姓名权等。建议申请人在选择企业字号时 	<p>2) システムは使用禁止・制限原則及び類似性比較原則に基づき自動照合を行い、名称重複リストとリスク提示を提供する。</p> <p>3) 企業が自主申請した名称について、登記機関が審査の結果関連規定に適合すると認められた場合は登記を行い、適合しないと認められた場合は登記を認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業名称の構成の一般規則 <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業名称は規範漢字を使用し、通常は行政区分、商号、業種または経営特徴、組織形態(四段式)で構成される。同時に『マニュアル』では各段式の具体的な指針を詳細に規定する。 2) 『マニュアル』は企業支店の名称、企業グループの名称、外資系企業の名称の構成及び使用規則について明確な指針を示す。 • 商号の同一性・類似性の比較 <ol style="list-style-type: none"> 1) 商号同一性の比較: 同一企業登記機関において、申請予定の商号は特定条件下で同業種または業種表記を使用しない企業名称の商号と同一であってはならない(投資関係がある場合を除く)。上記特定状況には、先に登録された企業名称、または登録抹消・取消・変更から 1 年未満の旧企業名称が含まれる。同時に、商号同一及び「投資関係がある」場合の具体的事例を列举する。 2) 類似名称の照合: 申請企業名称が他人の先行する一定の影響を持つ名称(略称・商号等を含む)と類似し、混同を招く恐れがある場合、システムは登記機関による不許可または訂正の可能性を通知する。同時に事例形式で類似名称の照合ルールを紹介しており、商号の包含・被包含、発音の同一性、字形の近似性など多様なケースを含む。 • ポイントの提示 <p>企業名称申請における重点事項について提示します。特に留意すべき点は以下の通りである:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業名称は、名称権、商標権、著作権、氏名権など、他者の先行する合法的権利を侵害してはならない。申請者は企業名称を選
---	---

<p>对商标权、版权等进行搜索，避免权利冲突甚至侵权行为的发生。</p> <p>2) 明确两类情况下企业通过国家企业信用信息公示系统向社会公示的义务。一是集团母公司应将企业集团名称和集团成员信息予以公示；二是企业名称的授权方和使用方应分别将企业名称授权使用信息予以公示。</p> <p>3) 明确申报条件变化时的名称变更义务。相关法律法规对名称中使用“集团”字样，或不含行政区划名称、或不含行业名称的申报条件有明确规定，如企业不再符合相关要求，应依法及时变更企业名称。</p> <p>4) 明晰了名称纠纷（包括企业名称之间、企业名称和注册商标之间、其他企业实施不正当竞争行为）的救济途径。</p>	<p>択する際、商標権や著作権などの調査を行い、権利衝突や侵害行為の発生を回避することを推奨します。</p> <p>2) 国家企業信用情報システムを通じた企業公示義務の明確する。一は、グループ親会社は企業グループ名称及びグループ構成員情報を公示する。二は、企業名称の授権者と使用者はそれぞれ企業名称使用許諾情報を公示する。</p> <p>3) 申告条件変更時の名称変更義務を明確化。関連法規において「グループ」の字の使用、行政区画名の不記載、業種名の不記載に関する申請条件が明示されている場合、企業が当該要件を満たさなくなったときは、法に基づき速やかに企業名称を変更すべきである。</p> <p>4) 名称紛争（企業名称間、企業名称と登録商標間、その他企業による不正競争行為を含む）の救済手段を明確化する。</p>
<p>税务 Tax</p>	<p>稅務</p>
<p>关于增值税法施行后增值税优惠政策衔接事项的公告</p>	<p>増値税法施行後の優遇政策の接続事項の公告</p>
<p>【发布单位】 财政部 税务总局 【发布文号】 财政部 税务总局公告 2026 年第 10 号 【发布日期】 2026 年 1 月 30 日 【施行日期】 2026 年 1 月 1 日</p>	<p>【公布部門】 財政部 稅務總局 【公布文号】 財政部 稅務總局公告 2026 年第 10 号 【公布日時】 2026 年 1 月 30 日 【試行日時】 2026 年 1 月 1 日</p>
<p>【Link】 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247434/content.html</p>	
<p>为保障政策的平稳过渡，财政部、税务总局公告 2026 年第 10 号对增值税法实施后的多项税收优惠衔接事项加以明确，其核心要点包括：</p>	<p>政策の円滑な移行を保障するため、財政部・稅務總局は 2026 年第 10 号公告において、増値税法施行後の複数の税制優遇措置の接続事項を明確化した。その核心的な要点は以下の通りである：</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 小规模纳税人的增值税起征点（执行期间：2026/1/1 ~ 2027/12/31） <ol style="list-style-type: none"> 1) 按期计税：月销售额 ≤ 10 万元，或季销售额 ≤ 30 万元； 2) 按次纳税：起征点由原来的 500 元提高至 1000 元。 • 免征增值税的项目 	<ul style="list-style-type: none"> • 小規模納税者の増値税課税基準額（適用期間：2026 年 1 月 1 日 ~ 2027 年 12 月 31 日） <ol style="list-style-type: none"> 1) 定期課税：月間売上高 ≤ 10 万元、または四半期売上高 ≤ 30 万元である； 2) 都度納税：課税基準額を従来の 500 元から 1000 元に引き上げる。 • 増値税免除対象項目

<p>1) 自 2026/1/1 起适用的免征项目：公告对《增值税法》规定的九类法定免税项目的具体执行标准予以细化。并延续了现行多项增值税免税政策，包括：个人从事金融商品转让业务、香港市场投资者买卖股票基金、涉及家庭财产分割的个人无偿转让不动产或土地使用权等。</p> <p>2) 2026/1/1 ~ 2027/12/31 期间适用的免征项目：包括技术转让开发、统借统还业务利息收入、国际货物运输代理服务、公募基金买卖股票债券收入等。</p> <p>• 适用简易计税方法的项目</p> <p>1) 2026/1/1 ~ 2027/12/31 期间,按 3%和 5% 征收率适用简易计税方法的项目：</p> <p>a) 3%征收率的项目：包括以清包工方式提供的建筑服务、为建筑工程老项目提供的建筑服务、提供非学历教育服务、资管产品管理人运营契约制资管产品过程中发生的增值税应税行为等。</p> <p>b) 5%征收率的项目：由于《增值税法》仅规定简易计税方法适用 3%征收率，因此 5%征收率是否继续存续成为业界普遍关注的问题。10 号公告规定一般纳税人涉及的“营改增”过渡期项目（如 2016 年 4 月 30 日前取得的不动产出租、销售、融资租赁等），在 2027 年 12 月 31 日前可继续选择适用简易计税方法，按 5%征收率缴纳增值税。</p> <p>c) 部分原有简易计税政策已不再延续：包括原适用 3%征收率的为甲供工程提供的建筑服务、生物制品销售，以及原适用 5%征收率差额纳税的小规模纳税人提供的劳务派遣服务。</p>	<p>1) 2026 年 1 月 1 日より適用される免除項目：本公告は『増値税法』に規定される 9 種類の法定免税項目の具体的実施基準を細分化した。また現行の複数増値税免税政策を継続適用し、具体的には：個人が金融商品譲渡業務に従事する場合、香港市場投資家が株式・投資信託を売買する場合、家庭財産分割に伴う個人の不動産・土地使用権無償譲渡などが含まれる。</p> <p>2) 2026 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日 期間に適用される免税項目：技術移転開発、統一借入・統一返済業務の利息収入、国際貨物輸送代理服务、公募基金による株式・債券売買収入などが含まれる。</p> <p>• 簡易課税方式が適用される項目</p> <p>1) 2026 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日 までの期間、3%及び 5%の徴収率で簡易課税方式が適用される項目：</p> <p>a) 3%徴収率の項目：請負方式による建築サービス、建築工事の旧プロジェクト向け建築サービス、非学位教育サービスの提供、資産運用商品管理者が契約型資産運用商品を運営する際の増値税課税行為などを含む。</p> <p>b) 5%徴収率の項目：『増値税法』では簡易課税方法に 3%徴収率のみを規定しているため、5%徴収率の存続可否が業界の関心事となっている。10 号公告は、一般納税者が関与する「営業税から増値税への移行」過渡期プロジェクト（例：2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産の賃貸・販売・ファイナンス・リース等）について、2027 年 12 月 31 日まで引き続き簡易課税方式の適用を選択でき、5%の徴収率で増値税を納付できると規定する。</p> <p>c) 一部の既存簡易課税政策は継続されない：従来 3%徴収率を適用していた甲供工事向け建築サービス、生物製品販売、および従来 5%徴収率の差額納税を適用していた小規模納税者による労働者派遣サービスが含まれる。</p>
---	--

<p>2) 减征率规定</p> <p>a) 自 2026/1/1 起适用减征率的项目:</p> <p>i. 销售使用过的未抵扣进项税额的固定资产、销售旧货, 依照 3% 征收率减按 2% 缴纳;</p> <p>ii. 个人出租住房, 依照 3% 征收率减按 1.5% 缴纳;</p> <p>iii. 住房租赁企业向个人出租住房, 依照 5% 征收率减按 1.5% 缴纳。</p> <p>b) 2026/1/1 ~ 2027/12/31 期间适用减征率的项目:</p> <p>i. 小规模纳税人的应税交易 (除销售、出租不动产或土地使用权外), 依照 3% 征收率减按 1% 缴纳;</p> <p>ii. 从事二手车经销的纳税人销售其收购的二手车, 依照 3% 征收率减按 0.5% 缴纳。</p> <p>• 适用“差额征税”的项目</p> <p>1) 2026/1/1 ~ 2027/12/31 期间适用差额征税的项目</p> <p>公告对融资租赁、融资性售后回租服务、建筑服务分包 (适用简易计税方法)、一般纳税人劳务派遣服务、旅游服务、房地产开发企业销售房地产项目, 金银首饰以旧换新业务等常见的差额征税政策进行了汇总与延续。</p> <p>需注意的是, 部分差额征税的优惠政策未予延续, 包括: 人力资源外包服务、物业管理服务收取自来水费、小规模纳税人提供的劳务派遣服务。</p> <p>2) 明确扣除项目需取得合法有效凭证, 否则不得扣除。此外, 对开票要求做出了具体</p>	<p>2) 減免税率の規定</p> <p>a) 2026 年 1 月 1 日より減免税率が適用される項目:</p> <p>i. 使用済みで控除未了の固定資産税額を控除した固定資産の売却、中古品の販売は、3%の徴収率による 2%に減免して納付する。</p> <p>ii. 個人の住宅賃貸は、3%の徴収率による 1.5%に減免して納付する。</p> <p>iii. 住宅賃貸企業が個人に住宅を賃貸する場合、5%の徴収率による 1.5%に減免して納付する。</p> <p>b) 2026 年 1 月 1 日~2027 年 12 月 31 日までの減徴率が適用される項目:</p> <p>i. 小規模納税者の課税取引 (不動産・土地所有権の売却・賃貸を除く) は、3%の徴収率を 1%に引き下げて納付する;</p> <p>ii. 中古車販売業を営む納税者が購入した中古車を売却する場合、3%の徴収率を 0.5%に引き下げて納付する。</p> <p>• 「差額課税」が適用される項目</p> <p>1) 2026 年 1 月 1 日~2027 年 12 月 31 日までの期間に差額課税が適用される項目</p> <p>本公告では、ファイナンス・リース、ファイナンス・リースバックサービス、建築サービスの下請け (簡易課税方式適用)、一般納税者による労働者派遣サービス、旅行サービス、不動産開発企業による不動産販売プロジェクト、金銀宝飾品の下取り業務など、一般的な差額課税政策をまとめ延長する。</p> <p>留意点として、一部差額課税優遇政策は延長されなかった。具体的には: 人材アウトソーシングサービス、不動産管理サービスにおける水道料金徴収、小規模納税者が提供する労働者派遣サービスである。</p> <p>2) 控除対象項目については、合法かつ有効な証憑を取得する必要があり、これを満たさな</p>
--	--

<p>规定，如部分业务（包括：劳务派遣、转让土地使用权、销售不动产）必须将销售额和扣除额在同一张发票上分别列明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 其他增值税优惠项目 <ol style="list-style-type: none"> 1) 即征即退政策：部分领域（如软件行业、资源综合利用）延续了即征即退政策，且未设定优惠到期日；而部分领域（如管道运输服务、安置残疾人就业）即征即退政策将继续执行至 2027/12/31。 2) 先征后退政策：符合规定的核电行业继续执行先征后退政策；出版物和印刷、制作业务等先征后退政策继续执行至 2027/12/31。 3) 加计扣减政策：先进制造业的增值税一般纳税人进项 5% 加计抵扣，以及集成电路、工业母机产业的增值税一般纳税人进项 15% 加计抵扣的相关优惠政策，继续执行至 2027/12/31。 	<p>い場合は控除できない。さらに、請求書発行要件について具体的な規定が設けられており、一部の業務（劳务派遣、土地使用権譲渡、不動産販売を含む）では、売上高と控除額を同一の請求書に別々に明記しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の増値税優遇項目 <ol style="list-style-type: none"> 1) 即時徴収即時還付政策：一部分野（ソフトウェア業界、資源総合利用など）では即時徴収即時還付政策が継続され、優遇措置の期限は設定されていない。一方、一部分野（パイプ輸送サービス、障害者雇用促進など）では即時徴収即時還付政策が 2027 年 12 月 31 日まで継続実施される。 2) 先徴後還政策：規定に適合する原子力発電業界では先徴後還政策が継続実施される。出版物・印刷・制作業務等の先徴後還政策は 2027 年 12 月 31 日まで継続実施。 3) 加算控除政策：先進製造業の増値税一般納税者に対する仕入税額 5% の加算控除、及び集積回路・工作機械産業の増値税一般納税者に対する仕入税額 15% の加算控除に関する優遇政策は、2027 年 12 月 31 日まで継続実施。
<p>长期资产进项税额抵扣暂行办法</p>	<p>長期資産の仕入税額控除の暫定弁法</p>
<p>【发布单位】 财政部 税务总局 【发布文号】 财政部 税务总局公告 2026 年第 15 号 【发布日期】 2026 年 2 月 2 日 【施行日期】 2026 年 1 月 1 日</p>	<p>【公布部門】 財政部 稅務總局 【公布文号】 財政部 稅務總局公告 2026 年第 15 号 【公布日時】 2026 年 2 月 2 日 【試行日時】 2026 年 1 月 1 日</p>
<p>【Link】 https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202602/t20260202_3983105.htm</p>	
<p>《中华人民共和国增值税法实施条例》（以下简称《增值税实施条例》）首次提出了“长期资产”这一新概念，本公告作为《增值税实施条例》的配套政策，对长期资产的进项税额处理作出了系统性规定，其主要内容如下：</p>	<p>『中華人民共和國增値税法實施條例』（以下『增値税實施條例』という）は初めて「長期資産」という新概念を提唱した。本公告は『增値税實施條例』の関連政策として、長期資産の仕入税額処理について体系的な規定を設け、その主な内容は以下の通りである：</p>
<ul style="list-style-type: none"> 明确长期资产范围：包括固定资产、无形资产及不动产。不包括租入的长期资产，在施工现场修建的临时建筑物与构筑物，以及房地产开 	<ul style="list-style-type: none"> 長期資産の範囲を明確化：固定資産、無形資産及び不動産を含む。リースによる長期資産、建設現場で建設された仮設建物・構築物、並びに

<p>发企业自行开发并按照存货核算的房地产项目。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 按长期资产的用途与价值, 设定进项税额抵扣规则: <ol style="list-style-type: none"> 1) 专用于一般计税方法计税项目, 可全额抵扣进项税。 2) 专用于五类不允许抵扣项目 (即: 简易计税方法计税项目、免征增值税项目、不得抵扣非应税交易、集体福利或者个人消费), 不得抵扣进项税额。 3) 同时用于一般计税方法计税项目和五类不允许抵扣项目 (以下简称“混合用途”) 的, 以单项资产原值 500 万元为阈值, 分两种模式处理。其中, 原值 ≤ 500 万元的, 进项税可以全额抵扣, 后续不再调整; 原值 > 500 万元的, 购进时先全额抵扣, 此后在混合用途期间, 根据规定的调整年限, 逐年计算不得抵扣金额 (“分期调整法”)。 • 关于原值 > 500 万元的混合用途单项长期资产的 “分期调整法”, 相关规定如下: <ol style="list-style-type: none"> 1) 适用范围: <ol style="list-style-type: none"> a) 2026 年 1 月 1 日及之后, 按照会计制度开始作为资产核算, 且原值 > 500 万元的单项长期资产 (“新增长期资产”); b) 2025 年 12 月 31 日及之前已在会计制度上按相关资产核算且在 2026 年 1 月 1 日及之后完成资本化改造, 改造后原值 > 500 万元的单项长期资产 (“资本化改造长期资产”)。 2) 分期调整法的计算: <ol style="list-style-type: none"> a) 计算当年混合用途期间的进项税额分期调整基数 (A) 	<p>不動産開発企業が自ら開発し在庫として会計処理する不動産プロジェクトは含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 長期資産の用途と価値に基づき、仕入税額控除のルールを設定する: <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般課税方式による課税項目に専ら使用される場合、仕入税額を全額控除できる。 2) 5 種類の控除不可項目 (すなわち: 簡易課税方式による課税項目、増値税免除項目、控除不可の非課税取引、集団福利または個人消費) に専ら使用される場合、仕入税額を控除できない。 3) 一般課税方法による課税項目と 5 種類の控除不可項目 (以下「混合用途」) の両方に使用される場合、単一資産の原価 500 万元を閾値として、以下の 2 つのモードで処理する。原価 ≤ 500 万元の場合、仕入税額は全額控除可能で、その後調整しない。原価 > 500 万元の場合、購入時に全額控除した後、混合用途期間において規定の調整年数に基づき、年次ごとに控除不可金額を算定する (「分割調整法」)。 • 原価が 500 万元を超える混合用途の単一長期資産に対する「分割調整法」に関する規定は以下の通りである: <ol style="list-style-type: none"> 1) 適用範囲: <ol style="list-style-type: none"> a) 2026 年 1 月 1 日以降、会計制度に基づき資産として計上を開始し、かつ原価が 500 万元を超える個別長期資産 (「新規増加長期資産」); b) 2025 年 12 月 31 日以前に会計制度上関連資産として計上され、かつ 2026 年 1 月 1 日以降に資本化改造を完了し、改造後の原価が 500 万元を超える個別長期資産 (「資本化改造長期資産」)。 2) 分割調整法の計算: <ol style="list-style-type: none"> a) 当年度の混合用途期間における仕入税額の分割調整基準額 (A) を計算
--	---

<p>A= 需调整的长期资产对应的进项税额×[当年混合用途的月份数÷(调整年限×12)]</p> <p>- 上述“需调整的长期资产对应的进项税额”指：新增长期资产，为其对应的全部进项税额；资本化改造长期资产，为该项资本化改造支出对应的进项税额，改造支出以外部分对应的进项税额可全额抵扣，无需分期调整。</p> <p>- 上述“调整年限”指：不动产、土地使用权，为20年；飞机、火车、轮船，为10年；其他资产，为5年。</p> <p>b) 计算当年混合用途期间用于集体福利或个人消费项目（统称“两类不允许抵扣项目”）对应的进项税额（B）</p> <p>B= A×[当年混合用途期间按会计制度计入两类不允许抵扣项目的资产折旧或摊销额÷当年混合用途期间按会计制度计提的长期资产折旧或摊销总额]。</p> <p>c) 计算当年混合用途期间用于简易计税、免税、不得抵扣非应税交易（统称“三类不允许抵扣项目”）对应的进项税额（C）</p> <p>C= (A-B) ×[当年混合用途期间三类不允许抵扣项目的销售额和收入÷当年混合用途期间全部销售额和非应税交易收入]</p> <p>d) 计算当年混合用途期间五类不允许抵扣项目对应的进项税额（D）</p> <p>D=B+C</p>	<p>A= 調整対象となる長期資産に対応する仕入税額×[当年度の混合用途月数÷(調整年限×12)]</p> <p>- 上記「調整対象となる長期資産に対応する仕入税額」とは：新規増加した長期資産については、その資産に対応する全額の仕入税額を指す；資本化された改造長期資産については、当該資本化改造支出に対応する仕入税額。改造支出以外の部分に対応する仕入税額は全額控除可能であり、分割調整は不要。</p> <p>- 上記「調整年限」とは：不動産・土地所有権は20年、航空機・鉄道車両・船舶は10年、その他の資産は5年を指す。</p> <p>b) 当該年度の混合用途期間において、集団福利または個人消費プロジェクト（総称して「二種類の控除不可項目」）に使用された対応する仕入税額(B)を計算する</p> <p>B=A×[当該年度の混合用途期間において会計制度に基づき二種類の控除不可項目に計上された資産の減価償却費または償却費÷当該年度の混合用途期間において会計制度に基づき計上された長期資産の減価償却費または償却費の総額]。</p> <p>c) 当該年度の混合用途期間において簡易課税・免税・控除不可非課税取引（総称「三類控除不可項目」）に対応する仕入税額(C)を計算</p> <p>C= (A-B) ×[当該年度混合用途期間における三類控除不可項目の売上高及び収入÷当該年度混合用途期間における全売上高及び非課税取引収入]</p> <p>d) 当該年度の混合用途期間における五類控除不可項目に対応する仕入税額(D)を計算する</p> <p>D=B+C</p>
--	--

<p>3) 企业应在次年1月纳税申报期内, 将不得抵扣金额(D)从进项税额中进行扣减。首次年度调整时间为2027年1月纳税申报期内。</p> <p>4) 长期资产实际使用年限短于调整年限的, 应当在停止使用当月的纳税申报期, 将剩余未调整的进项税额并入当年混合用途期间进行一次性调整。</p> <p>• 资产发生用途改变的进项税额抵扣规则:</p> <p>1) 长期资产取得时进项税额已抵扣, 后续发生非正常损失, 或转用于五类不允许抵扣项目的, 需在改变当月转出相应的进项税额。转出的进项税额按“净值率(当月期初长期资产净值占原值的比例)×该长期资产的进项税额”计算确定。</p> <p>2) 长期资产取得时未抵扣进项税额, 后续转为用于可抵扣项目或混合用途, 可在改变当月, 按上述同样公式计算可抵扣的进项税额。</p> <p>• 长期资产整体或部分处置时, 进项税额应按会计口径的账面价值确定长期资产处置比例, 并按“处置比例×净值率×进项税额”作相应调整。</p> <p>• 对企业财务核算提出了更高要求: 纳税人应当设置长期资产进项税额抵扣台账, 记录原值超过500万元的单项长期资产的取得、使用、处置, 以及进项税额抵扣情况。</p>	<p>3) 企業は、翌年1月の納税申告期間内に、控除できない金額(D)を仕入税額から差し引く必要がある。初回年度の調整時期は2027年1月の納税申告期限とする。</p> <p>4) 長期資産の実際の使用年限が調整年限より短い場合、使用を停止した月の納税申告期間に、残りの未調整仕入税額をその年の混合用途期間に取り入れて、一括で調整する必要があります。</p> <p>• 資産の用途変更に伴う仕入税額控除のルール:</p> <p>1) 長期資産取得時に仕入税額控除済みで、その後異常損失が発生した場合、または5種類の控除不可項目に転用された場合、用途変更当月に該当する仕入税額を転出する必要があります。転出する仕入税額は「純資産率(当月期首の長期資産純資産額が原価に占める割合)×当該長期資産の仕入税額」で計算して確定する。</p> <p>2) 長期資産取得時に仕入税額控除を行わなかった場合、その後控除対象プロジェクトまたは混合用途に転用したときは、変更当月に上記と同様の計算式で控除可能な仕入税額を算定できる。</p> <p>• 長期資産の全部または一部を処分する際、仕入税額は会計上の帳簿価額に基づき長期資産処分比率を算定し、「処分比率×純資産率×仕入税額」で対応する調整を行う。</p> <p>• 企業の財務会計処理に対する要求がより厳格化される: 納税者は長期資産仕入税額控除台帳を設置し、原価500万元を超える個別長期資産の取得・使用・処分状況及び仕入税額控除状況を記録しなければならない。</p>
<p>关于增值税进项税额抵扣等有关事项的公告</p>	<p>増値税の仕入税額控除等に関する事項の公告</p>
<p>【发布单位】 财政部 税务总局 【发布文号】 财政部 税务总局公告2026年第13号 【发布日期】 2026年1月30日 【施行日期】 2026年1月1日</p>	<p>【公布部門】 財政部 稅務總局 【公布文号】 財政部 稅務總局公告2026年第13号 【公布日時】 2026年1月30日 【試行日時】 2026年1月1日</p>
<p>【Link】 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247494/content.html</p>	

<p>该公告基于《中华人民共和国增值税法》及其实施条例，延续现行制度和做法，对增值税进项税额抵扣等有关事项进行了明确和细化，其主要内容如下：</p>	<p>本公告は『中華人民共和國增值稅法』及びその實施條例に基づき、現行制度と慣行を継続し、增值稅の仕入稅額控除等に関する事項を明確化・細分化したものであり、主な内容は以下の通りである：</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 有关进项税额抵扣规则： <ol style="list-style-type: none"> 1) 明确了机动车采购、国内旅客运输服务、道路、桥、闸通行服务等场景，应取得的抵扣凭证种类以及进项税额的确定标准。 2) 一般纳税人购进货物（不含固定资产）、服务，因混用而无法划分不得抵扣的进项税额时，应按以下公式计算当期不得抵扣的进项税额： 当期无法划分的全部进项税额×[(当期简易计税项目销售额+当期免征增值税项目销售额+当期不得抵扣非应税交易收入)÷(当期全部销售额+当期全部非应税交易收入)] 3) 与原法规相比，该计算公式新纳入了“不得抵扣非应税交易”，将其与简易计税项目、免税项目并列作为一类不得抵扣的情形。 4) 加强了对凭完税凭证抵扣进项税额的管理（例如：为境外服务商代扣代缴增值税取得的完税凭证）。纳税人应当提供书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票，否则不得抵扣。 5) 有关资产重组不征收增值税的规定： <ol style="list-style-type: none"> a) 资产重组中，符合条件的资产转让不征收增值税，且对应的进项税可抵扣。资产范围则在货物和不动产的基础上，新增了金融商品和无形资产。 b) 资产重组不征收增值税必须同时符合下列四项条件： <ol style="list-style-type: none"> i. 资产重组的标的是可以相对独立运营的经营业务； 	<ul style="list-style-type: none"> • 仕入稅額控除の規則： <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動車購入、国内旅客運輸サービス、道路・橋梁・水門通行サービス等の場面において、取得すべき控除証憑の種類及び仕入稅額の算定基準を明確化する。 2) 一般納稅者が購入した貨物（固定資産を除く）・サービスについて、混用により控除不可の仕入稅額を区分できない場合、当期控除不可の仕入稅額は以下の計算式で算出する： 当期に区分不能な仕入稅額総額×[(当期簡易課稅対象売上高+当期免税売上高+当期控除不可非課稅取引收入)÷(当期総売上高+当期非課稅取引收入総額)] 3) 従来の規定と比較し、この計算式には新たに「控除不可の非課稅取引」が組み込まれ、簡易課稅項目、免税項目と並んで控除不可のケースとして位置付けられる。 4) 納稅證明書に基づく仕入稅額控除の管理を強化（例：海外サービス提供者に対する源泉徴收稅納付證明書）。納稅者は書面契約書、支払證明書及び海外事業者の対照明細書または請求書を提出しなければならず、提出がない場合は控除不可とする。 5) 資産再編における增值稅非課稅規定： <ol style="list-style-type: none"> a) 資産再編において、条件を満たす資産讓渡は增值稅が非課稅となり、対応する仕入稅額控除が可能である。資産の範囲は、物品と不動産に加え、新たに金融商品及び無形資産が追加された。 b) 資産再編における增值稅非課稅は、以下の四条件を同時に満たす必要がある： <ol style="list-style-type: none"> i. 資産再編の対象が相対的に独立して運営可能な事業活動である；

<ul style="list-style-type: none"> ii. 转让的资产包中应当同时包括资产、债权、负债和员工； iii. 应当具有合理的商业目的； iv. 转让方属于一般纳税人的，接收方也应当属于一般纳税人。 <p>c) 被合并企业税务注销前存在的待抵扣进项税额，可以由合并后的纳税人继续抵扣。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 对混合销售按主要业务适用税率的情形进行举例，并要求其他业务比照执行： <ol style="list-style-type: none"> 1) 销售软件产品的同时，提供安装、维护、培训等服务：适用软件产品税率。 2) 销售活动板房、机器设备、钢结构等货物的同时，提供安装服务：适用货物税率。 3) 充换电业务中销售电力产品的同时，收取电池更换、维护等服务费：适用电力产品税率。 4) 提供交通工具租赁服务的同时，收取信息技术等服务费：适用租赁服务税率。 • 明确了以下四种情形的纳税义务发生时间： <ol style="list-style-type: none"> 1) 生产销售工期超过 12 个月的大型设备等货物：为收款当日或合同约定的付款日。 2) 先收款再分期提供服务：为首次提供服务的当日和合同约定的当日孰先，申报金额为收到的全部价款。 3) 不动产转让：为完成权属登记之日或实际交付不动产之日孰先。 4) 金融机构应收未收利息：自结息日起 90 天内发生的应收未收利息按规定纳税，超过 	<ul style="list-style-type: none"> ii. 譲渡資産パッケージに資産・債権・負債・従業員が同時に含まれる； iii. 合理的な商業目的を有する； iv. 譲渡側が一般納税者に該当する場合、受領側も一般納税者に該当する。 <p>c) 合併前の企業が税務登録抹消前に保有していた控除待ちの仕入税額は、合併後の納税者が引き続き控除できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 混合販売において主要業務に応じた税率を適用する事例を示し、その他の業務もこれに準じて処理することを要求： <ol style="list-style-type: none"> 1) ソフトウェア製品の販売と同時に、インストール・保守・トレーニング等のサービスを提供する場合：ソフトウェア製品税率を適用する。 2) プレハブ住宅・機械設備・鋼構造物等の物品販売と併せて設置サービスを提供する場合：物品税率を適用する。 3) 充電・電池交換業務において電力製品を販売すると同時に、電池交換・保守等のサービス料を徴収する場合：電力製品税率を適用する。 4) 交通機関リースサービスを提供すると同時に、情報技術等のサービス料を徴収する場合：リースサービス税率を適用する。 • 以下の四つの状況における納税義務発生時期を明確化： <ol style="list-style-type: none"> 1) 生産・販売工期が12ヶ月を超える大型設備等の貨物：代金受領日または契約で定めた支払日である。 2) 先払い金受領後、分割でサービスを提供する場合：初回サービス提供日と契約で定めた日のいずれか早い方。申告金額は受領した全額とする。 3) 不動産譲渡：権利登記完了日または不動産の実際引渡日のいずれか早い方である。 4) 金融機関の未收利息：利息計算日から 90 日以内に発生した未收利息は規定通り納税し、90 日を超える分は実際に受領した時
---	---

90 天的待实际收到时再申报缴纳。		点で申告納付する。
关于起征点标准等增值税征管事项的公告		増値税の起征点基準等に関する徴収管理事項の公告
【发布单位】 国家税务总局 【发布文号】 国家税务总局公告 2026 年第 4 号 【发布日期】 2026 年 1 月 30 日 【施行日期】 2026 年 1 月 1 日		【公布部門】 国家稅務總局 【公布文号】 国家稅務總局公告 2026 年第 4 号 【公布日時】 2026 年 1 月 30 日 【試行日時】 2026 年 1 月 1 日
【Link】 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247426/content.html		
为确保财政部税务总局 2026 年第 10 号公告的顺利实施，国家税务总局制定了本公告，对相关征管事项做了进一步明确：		財政部・稅務總局 2026 年第 10 号公告の円滑な実施を確保するため、国家稅務總局は本公告を制定し、関連する徴収管理事項についてさらに明確化する。
<ul style="list-style-type: none"> • 适小规模纳税人应税销售额未达起征点的，可选择全部或部分应税交易放弃免税并开具专票；适用减按 1%征收率征收增值税政策的，亦可选择全部或部分应税交易放弃减税并开具专票。 • 自然人一般应按次纳税，但发生出租不动产、取得 2025 年 8 月 8 日起新发行债券的利息等六类情形，应按月销售额适用起征点标准。 • 自然人按次纳税，销售额达到起征点的，可以选择向税务机关申请代开发票，由税务机关在代开发票时征税；或者有扣缴义务人的，由扣缴义务人申报缴纳扣缴增值税；或者自然人自纳税义务发生之日起至次年 6 月 30 日前自行申报纳税。 		<ul style="list-style-type: none"> • 小規模納税者に該当する者の課税売上高が起征点に達しない場合、全部または一部の課税取引について免税を放棄し、専用発票を発行することを選択できる。1%の軽減税率による増値税徴収政策が適用される場合も、全部または一部の課税取引について減税を放棄し、専用発票を発行することを選択できる。 • 自然人は原則として都度課税とするが、不動産賃貸、2025 年 8 月 8 日以降に新規発行される債券の利息取得など 6 種類の状況に該当する場合は、月間売上高に基づき課税最低限を適用する。 • 自然人が都度課税の場合、売上高が課税最低額に達したとき、税務機関に請求書発行を申請し、税務機関が請求書発行時に課税する；源泉徴収義務者がいる場合、当該義務者が源泉徴収税を申告納付する；自然人が納税義務発生日から翌年 6 月 30 日までに自ら申告納税する。
近期热点 Recent Hot Topics		トピックス
<ul style="list-style-type: none"> • 増値税法及实施条例发布后，对于増値税申报表的填写口径有什么变化？ 		<ul style="list-style-type: none"> • 『増値税法』及び『実施条例』が正式に施行され、増値税申告書の記入基準にどのような影響が生じるでしょうか？

<ul style="list-style-type: none"> • 企为落实新修订《公司法》等相关要求，各地登记机关自 2026 年 5 月 1 日起将使用新版文书办理各项登记、备案业务。新版文书将有哪些变化？包含哪些新内容？过渡期将如何安排？ 		<ul style="list-style-type: none"> • 新改正「会社法」等の関連要求を実施するため、各地の登記機関は 2026 年 5 月 1 日より、各種登記・届出業務に新版書類を使用します。新版書類にはどのような変更点があるのでしょうか？どのような新内容が含まれるのでしょうか？移行期間はどのように設定されるのでしょうか？
<ul style="list-style-type: none"> • 外商投资企业通过股权转让(外转中)撤出时，须向银行申请 FDI 注销登记。银行审核通过后，将在外汇管理系统中登记股转对价对外支付的额度，该额度的币种必须与注册资本的币种一致。如因汇率波动，实际需汇出金额超过登记额度，超出部分能否汇出？ 		<ul style="list-style-type: none"> • 外資企業が株式譲渡(外資から内資への転換)により撤退する際、銀行に FDI 登録抹消を申請する必要がある。銀行の審査通過後、外貨管理システムにおいて株式譲渡対価の対外支払額が登録される。この登録通貨は登録資本金の通貨と一致しなければならない。為替変動により実際の送金額が登録額を超過した場合、超過分は送金の可能性があるでしょうか？

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

📧 fanrong@seahonor.com

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

📧 huangyi@seahonor.com

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

📧 chenhong@seahonor.com

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

📧 suxiaofang@seahonor.com

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

📧 tianfang@seahonor.com

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

📧 gumin@seahonor.com

蔣 滢 (Maggie)

監査サービス連絡窓口

☎ 136-0183-9074

📧 tianfang@seahonor.com